

橋 本 市

子どもの生活に関する実態調査 報 告 書

平成 30 年 3 月

橋本市総合政策部
教育福祉連携推進室

*この報告書は、大阪府立大学への委託業務として作成されたものです。

目次

はじめに.....	3
I 調査概要.....	3
1. 調査の目的.....	3
2. 調査方法.....	3
3. 調査内容.....	3
4. 調査対象者.....	3
5. 調査実施日.....	4
6. 調査配布・回収率(数).....	4
7. 調査実施主体.....	4
8. 研究者一覧.....	4
9. データの扱いについて.....	4
II 調査結果.....	5
1. 回答者の属性.....	5
(1) 小学生・中学生.....	5
2. 単純集計.....	7
(1) 経済状況.....	7
(3) 教育環境.....	62
(4) 社会環境.....	67
3. クロス集計および分析結果.....	81
3-1. 基本情報.....	81
(1) 経済状況.....	81
(2) 家庭状況(制度等).....	94
3-2. 雇用.....	103
3-3. 健康.....	109
3-4. 家庭生活、学習.....	124
3-5. 対人関係.....	150
4. 市独自追加設問.....	164
III. 課題と方向性.....	167
1) 経済的資本の欠如.....	168
2) ヒューマン・キャピタルの欠如.....	171
3) ソーシャル・キャピタルの欠如.....	172
4) 政策的課題のまとめ.....	173
IV 資料編.....	182

はじめに

子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、第183回国会において成立し、2014年1月に施行された。これを受けて、政府が定めるべき大綱について、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者等の関係者の意見を聴取し、その案の作成に資するため、子どもの貧困対策に関する検討会が立ち上がり、2014年8月「子供の貧困対策に関する大綱」が出された。「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成、子供に視点を置いた切れ目のない施策の実施、子供の貧困の実態を踏まえた対策の推進、子供の貧困に関する指標を設定しその改善に向けて取り組む」など4点を中心に方針が明記され、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援が打ち出された。学校を中心にした施策として、学校プラットフォームという言葉も打ち出された。同時に、世間でもかなり話題になり、子どもの貧困が広く知られ社会問題化されつつある。

これらの政府の動きを受けて、各自治体において子どもの貧困対策が議論され、すでに各自治体によってさまざまな方策が打ち出され始めている。

本調査を実施するにあたって、子どもの貧困については以下の考えを明確化した。現在、多く用いられている相対的貧困率は、その国の貧困線未満の所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在および生活状況を指している。OECDや厚生労働省調査の貧困率には等価可処分所得の中央値の50%が使用されているが、絶対的なものではなく、EU、ユニセフ（ただし、常に60%基準採用ではない）は公式の貧困基準のひとつに中央値の60%を使用している。その意味でも60%のラインも見えるように困窮度に分けて検討することにした。

子どもの相対的貧困率については、発表主体、統計利用データ年次によって変動する。その理解の上で、内容的には、タウンゼンドの定義を元にChild Poverty Action Group (CPAG) が示している、①所得や資産など経済的資本 (capital) の欠如、②健康や教育など人的資本 (human capital) の欠如、③つながりやネットワークなど社会関係資本 (social capital) の欠如、の3つの資本の欠如を基本的な枠組みとしてとらえることとした。日本では、貧困を「飢え」や「住宅の欠如」など「絶対的貧困」レベルで理解する傾向があるが、国際的には、貧困は相対的に把握されるべきものと理解されており、本調査もこの立場に立って把握しようとしたものである。調査票については、2016年大阪府で行った「子どもの生活実態調査」を参考にした。

I 調査概要

1. 調査の目的

本調査は、子どもが抱える課題に対する今後の効果的な支援策につなげるため、橋本市内の小学5年生及び中学2年生とその保護者の皆様にご協力いただき、子どもの生活実態や学習環境を把握するために実施した。

2. 調査方法

橋本市内在住の小学5年生とその保護者および橋本市内の中学2年生とその保護者に対し、学校を通じて調査票を配布し、回収を得たもの。（一部の私立学校を除いては、原則私立学校は、郵送による配布および回収）、回収。

3. 調査内容

巻末の調査票参照

4. 調査対象者

橋本市内在住の小学校の5年生とその保護者（583世帯）

橋本市内在住の中学校の2年生とその保護者（558世帯）

5. 調査実施日

橋本市：平成29年9月4日～平成29年9月29日

6. 調査配布・回収率(数)

表 1. 調査票の回収状況

	種類	回収率(%)	回収数	配布数
橋本市	小学5年生	95.1	555	583
	小学5年生の保護者	95.1	555	583
	中学2年生	91.9	513	558
	中学2年生の保護者	91.9	513	558
	小学5年生・中学2年生合計	93.6	1068	1141
	小学5年生保護者・ 中学2年生保護者合計	93.6	1068	1141
	計	93.6	1,068	1,141

7. 調査実施主体

橋本市

調査研究業務受託者

公立大学法人 大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科

8. 研究者一覧

担当者 公立大学法人大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科
教授 山野 則子（業務責任者）

研究補助者 大阪府立大学研究員 野崎 友花 河瀬 麻里 山下 剛徳
大阪府立大学人間社会システム科学研究科 太田 祥貴
大阪府立大学地域保健学域 教育福祉学類
後藤 恵 小西 純果 鈴木 円香 松木 僚 真鍋 里彩

9. データの扱いについて

本報告書における橋本市のデータについては「I. 調査概要 2～8」で述べた方法で収集したものである。調査票では、小学生・中学生28問、保護者29問を調査項目として設計した。なお、報告書においてはパーセンテージを用いて記述し、議論を進める。この中で、パーセンテージで示される数値同士の加・減・除を行う（合計する・差を把握する・何倍かに着目する）ことがあるが、実際に示された数値で算出しても結果が異なることがある。これは、示されている数値は小数第二位以下を四捨五入しているものであり、算出には四捨五入前の厳密な数値を用いていることによるものである。